

一般社団法人日本心エコー図学会 海外留学助成規約

第1条 目的

海外の医療・研究施設に留学し、心血管超音波に関する研究を行う一般社団法人日本心エコー図学会の会員に対し、海外留学にかかる費用の一部を補助するための助成金を贈呈するための制度である。

第2条 名称

この制度の名称を「一般社団法人日本心エコー図学会留学助成」(英語名: Japanese Society of Echocardiography Overseas Research Fellowship) とする。

第3条 応募資格

1. 次の事項のすべてに該当する者

- 1) 初めての海外留学であること
- 2) 締切日に40歳未満であること
- 3) 6ヶ月以上留学すること。もしくは既に留学中で帰国予定まで3ヶ月以上を有する者
- 4) 留学先研究機関の責任者または受入者の承諾を得ていること
- 5) 心エコー図法に関する筆頭論文を少なくとも1編以上発表している事(英文邦文を問わない)
- 6) 一般社団法人日本心エコー図学会学術集会で少なくとも1回以上発表をしている事
- 7) 留学予定者は第1回目募集については11月30日までに、第2回目募集については翌年の5月31日までに出国できること。
- 8) 会員歴が満2年以上で、かつ応募時に当該事業年度までの年会費を完納していること。

2. 応募の制限

同一施設からの応募は1名のみとする。

第4条 募集

募集は同一事業年度に2回行う。

第1回留学助成の募集期間は4月1日より6月1日までとする。

第2回留学助成の募集期間は10月1日より12月1日までとする。

第5条 選考方法および発表

一般社団法人日本心エコー図学会国際交流委員会は厳正に審査を行い、各回1名を選考する。選考結果は応募者に通知し、ホームページに掲載する。

第6条 助成額および人数

1人につき50万円を助成する。

助成人数は年2名以下とする

第7条 成果の報告等

1. 助成を受けたものは、出発後、3ヶ月で簡単な現状報告を学会事務局に提出しなければならない。報告書はホームページとJSE-Newsに掲載する。

2. 助成を受けたものは、帰国後、2000字程度の報告書を学会事務局に提出しなければならない。報告書はホームページとJSE-Newsに掲載する。

3. 助成を受けたものは、帰国後、指名された場合は、学術集会「Official Session」にてその成果等について報告しなければならない。

第8条 改廃

本規約の改定は理事会の承認を経て成立する。

附則

本規約は、平成25年4月24日より効力を発する。

平成28年4月21日 改定